

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和 8 年 8 月 19 日

収支等命令者

佐賀県立鳥栖工業高等学校長 吉 田 芳 克

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達名称及び数量 ミニ油圧ショベル 1 式
- (2) 契約内容 仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和 9 年 3 月 26 日まで
- (4) 履行場所 鳥栖市元町 1918 番地 佐賀県立鳥栖工業高等学校

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和 41 年佐賀県告示第 129 号）に基づく入札参加資格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停

止措置要領に該当する者でないこと。

(6) 県内企業（県内に本店を有する者、県内に支店等を有し、県内従業員 50%以上又は県内従業員数 50 人以上の者。又は誘致企業）であること。

(7) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

佐賀県立鳥栖工業高等学校 事務部

郵便番号 841-0051

鳥栖市元町 1918 番地

電話番号 0942-83-4134

電子メールアドレス tosukougyoukoukou@pref.saga.lg.jp

(2) 入札条件書の交付期間及び交付方法

令和 8 年 8 月 19 日（水）から同年 8 月 26 日（水）まで佐賀県ホームペ

ージに掲載する。

(3) 入札者に求められる義務

ア 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、イの提出期限までに別に定める入札参加届（様式第 1 号）及び営業概要書（様式第 2 号）を、(1)の部局まで郵送し、又は持参すること。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

イ 提出期限 令和 8 年 8 月 26 日（水）午後 4 時まで

なお、郵送の場合は書留郵便とし、封筒に「ミニ油圧ショベル入札参加書類在中」と朱書きすること。

期限までに提出しない者は、入札に参加することができない。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和 8 年 8 月 28 日（金）午後 3 時

イ 場所 佐賀県立鳥栖工業高等学校 教室棟 1 階講義室 1 A

(6) 入札書の提出方法

(5)の場所に直接持参し、又は(1)の部局に郵送すること。

なお、郵送の場合は書留郵便とし、令和 8 年 8 月 27 日（木）午後 4 時までに必着とする。

また、封筒に「ミニ油圧ショベル入札書在中」と朱書きすること。

提出期限を過ぎて到着した入札書は無効とし、開封しない。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、別に定める入札書により、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に別に定める委任状を提出するものとする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 100 分の 110 を乗

じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書に記載する金額の表示はアラビア数字を用い、当初に「金」を、末尾に「円」を記入し、又は当初に「¥」の記号を、末尾に「—」の記号を付記すること。

(8) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(9) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号により免除する。

イ 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札価格の記載において(7)のウの要件を満たさない入札書を提出した者

カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ク 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤により取り消すことが認められるものを提出した者

ケ 1 人で 2 以上の入札をした者

コ 代理人でその資格のない者

サ 上記に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(11) 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の撤回、書換え又は引換えをすることができない。

(12) 入札又は開札の延期

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に(1)の部局に確認すること。

(13) 入札又は開札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者の負担とする。

ア 競争に参加し、及びこれに関係を有する者が、共謀結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認めるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(14) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができるが、辞退する場合は速やかに別に定める入札辞退届を提出すること。

(15) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出したものであって、予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とする。

イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返すこととする。

ウ 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(16) 再度入札に関する事項

1 回目の開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。再度入札は 1 回（1 回目の入札を含め 2 回）までとし、再度入札においても落札者がいない場合は、再度入札をした者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行う。

なお、郵送により入札書を提出したものが開札に立ち会っていない場合には、再度の入札に参加することはできない。

(17) 契約条項を示す場所

(1) の部局に同じ。

4 その他

(1) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。

(2) 談合情報のとおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかか

ならず、契約しないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告し、入札を行うものとする。

- (3) 別に定める個人情報取扱特記事項に違反した場合は、入札参加資格停止等の措置を講じることがある。
- (4) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 公告の内容に質問がある場合は、質問書に質問内容を記載し、令和8年8月21日（金）午後2時までに3の(1)の電子メールアドレスへ送信すること。

回答は令和8年8月25日（火）までに質問者に電子メールで送付し、佐賀県ホームページに掲載する。